

保証書

見本



保 証 書

お客様名 (注文者) 《顧客名》 様工事名称 《工事名称》所在地 《建築地 1》工事契約番号 《契約コード》工事引渡日 《F20》 保証起算日 《F20》

上記のとおりお引渡しいたしました工事 (以下、「本工事」といいます。) について下記のとおり保証いたします。

記

1. 保証期間・内容

本工事の対象個所のうち「保証約款」に定める補修事項について、お引渡し日または別途定めた保証起算日から、「保証約款」に従って保証いたします。

本工事の対象とならなかった個所については適用されません。

2. 適用除外

保証期間内であっても「保証約款」に記載された適用除外項目に該当する場合は、保証の対象とはなりません。

3. 特約条項

当社の保証責任について、下記 ② のとおりいたします。

①引渡し後に、注文者が、本工事の対象となった建物 (以下、「当該建物」といいます。) を第三者に売却し、注文者から当該第三者に対して当該建物が引渡されたときは、当社は、当該第三者に対し、保証約款に定める内容の補修工事を提供します。ただし、本建物が当該第三者からさらに売却された場合はこの限りではありません。

②当社は、注文者に対してのみ、保証約款に定める保証責任を負います。引渡し後に注文者が当該建物を第三者に売却した場合に、当該第三者に対しては、保証約款に定める内容の補修工事を提供いたしません。

4. その他

保証期間満了後であっても、建物の保守に関するご相談は承らせていただきます。保証期間満了後の補修・交換などは有料にて承らせていただきます。

平成 28年 9月 28日

〒187-0002 東京都小平市花小金井1丁目4番7号

東栄 ホームサービス株式会社

代表取締役 西野 弘 印

保証約款

当社の施工に関わる改修・改築等リフォーム工事について、その工事に起因する補修工事は、この約款に準拠して実施させていただきます。

1. 保証期間	工事引渡日、または発注者と協議のうえ定めた保証起算日に始まり、「保証対象部位」ごとに記載された保証期間が経過したときに終了します。
2. 補修事項	<p>(1) 次項以下の保証対象部位にかかわる保証対象現象で当社の査定により認定された事項については、無償にて補修工事を行います。ただし、次項以下に記載されていない設備、施設等は、発注者と当社との協議により認定された事項について次項以下の基準に準拠するものとします。</p> <p>(2) 保証対象部位は、「保証事項」の保証欄に捺印されている事項のうち、「工事内容」記載の、当社が改修・改築等リフォーム工事をした個所といたします。</p>
3. 適用除外	<p>保証対象現象が次の事由によって生じた場合には、補修の責任を負いません。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然現象。</p> <p>(2) 地滑り、崖崩れ、断層、地割れおよび敷地の周辺にわたる地盤、地形の変動、沈下、その他予期できない自然、周辺環境の変化。</p> <p>(3) 火災、落雷、爆発、暴動・労働争議等、不可抗力に起因する事由。</p> </div> <p>(4) 設計時に予想し得なかった重量物の設置等、買主および使用者の不適切な維持管理または通常予測される使用状態と異なる使用。</p> <p>(5) 建物の性質による結露または瑕疵によらない建物の自然の消耗、磨耗、錆、かび、変質、変色、乾燥による収縮その他通常想定されうる住宅の自然の劣化に起因するものおよび類似の現象。</p> <p>(6) 契約当時実用化されていた技術では、予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた現象。</p> <p>(7) 売主がその不適當なことを指摘したにもかかわらず、買主が採用させた設計、施行方法または資材に瑕疵があった場合等、売主以外の者の責任に帰すべき事由。</p> <p>(8) 近隣の土木工事、建築工事等の影響によるものと思われるもの。</p>

	<p>(9) 周辺の公害現象および温泉地の亜硫酸ガスまたは塩害その他の地域特性などに起因すると思われる腐蝕、腐朽、錆などの損傷。</p> <p>(10) 引渡し後、売主が関与しない増改築、交換、移動、機器増設（ベランダ、水槽等の重量物、ソーラー機器、アンテナなどの取付け）、不適正な設置（ピアノ、本棚）、地盤変更に起因するもの。</p> <p>(11) 犬、猫、ネズミ、ゴキブリなどの生物の害に起因する損傷、機能不良およびタタミ、ジュースタン等に発生するダニなどの害に起因するもの。</p> <p>(12) 植物の根等の成長に起因するもの。</p> <p>(13) 発生した保証対象現象に起因する被害であっても二次被害と判断されるもの。</p> <p>(14) 仕上げの損傷などにつき、引渡し時において買主により承認いただいたものまたは引渡し時に申し出がなかったもの。</p> <p>(15) 材料、機器、家電等のメーカー保証のあるものはその保証内容、期間とする。</p> <p>(16) 電気、電話、上下水道、ガス等、供給主体の定めがある場合はそれによる。</p> <p>(17) 建物の使用上影響のない音、振動などの官能的現象に起因するもの。</p> <p>(18) 注文者もしくは買主から提供された材料の性質または与えられた指示もしくは指図に起因するもの。</p> <p>(19) 注文者または買主および第三者の故意、過失に起因するもの。</p> <p>(20) 既存下地材および構造体の変形・浮き・破損等に起因するもの。</p> <p>(21) 前各号による場合のほか、保証事項における特定免責事項に該当する事由。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 家電製品等のメーカー保証のあるものは、その保証内容・期間に従うものとします。</p> <p>(2) やむを得ない事由により設計変更が生じた場合に、その変更部分に関する保証の内容および期間については、別途協議のうえ定めることとします。</p>

保証内容及び保証期間

対象部位		保証内容	保証期間	特定免責事項	保証
防水	屋根	雨漏り 雨水浸入による屋内仕上面の汚損	5年	○ 屋内への雨漏りに限る ○ 家具・調度品等の汚損 ○ 既存下地・板金等の要因によるもの	
	FRP防水	雨漏り 雨水浸入による屋内仕上面の汚損	10年	○ 屋内への雨漏りに限る ○ 家具・調度品等の汚損 ○ 既存下地・板金等の要因によるもの ○ 枯葉等の異物の詰まりによるもの	
	シーリング各種	亀裂・はがれ	2年	○ 防水機能上支障のないもの	
葺き替え	屋根・屋根板金	破損・剥がれ・ずれおよび脱落	5年	○ 施工部分に限る ○ 標準以上の積雪に起因するもの ○ 陶器瓦の表面の細かいひび割れ	
塗装	屋根・屋根板金	塗膜の剥離・白華・亀裂の著しいもの	2年	○ 施工部分に限る ○ 既存下地の要因によるもの	
	外壁・軒裏	塗膜の剥離・白華・亀裂の著しいもの	5年	○ 施工部分に限る ○ 既存下地の要因によるもの	保証
	雨樋	塗膜の剥離・亀裂の著しいもの	2年	○ 施工部分に限る ○ 既存下地の要因によるもの	保証
	板金（水切・庇等）	塗膜の剥離・亀裂の著しいもの	2年	○ 施工部分に限る ○ 既存下地の要因によるもの	保証
	木部	塗膜の剥離・白華・亀裂の著しいもの	1年	○ 施工部分に限る ○ 既存下地の要因によるもの	
	外構ブロック	塗膜の剥離・白華・亀裂の著しいもの	1年	○ 施工部分に限る ○ 既存下地の要因によるもの	保証
	FRPトップコート	塗膜の剥離・亀裂の著しいもの	1年	○ 施工部分に限る ○ 既存下地の要因によるもの	

* 保証期間は、保証起算日から起算した期間となります。

* 保証対象部位は、「保証事項」の保証欄に捺印されている事項のうち、「工事内容」記載の、当社が改修・改築等リフォーム工事をした個所といたします。